

認知症疾患医療センターとは

認知症疾患医療センターは、国が定めた設置基準を満たし、県が指定した医療機関となっています。県内には3カ所のセンターがありますが、当センターは、置賜地域を広くカバーし、認知症の方やそのご家族が安心して暮らせる地域を作っていくため、病院・施設・在宅サービス事業所など、多くの機関と連携し認知症の方をサポートしています。佐藤病院において、相談・鑑別診断の実施と初期対応、急性期対応などに応じています。



業務内容



● 専門医療相談（電話・来所相談）

ご本人・ご家族などから認知症に関して、今お困りになっていることについてご相談をお伺いします。ご相談は電話またはご面談（要予約）によりお受けいたします。相談は精神保健福祉士が行います。



● 認知症の鑑別診断・治療

鑑別診断と治療方針の選定を必要とする方には、専門医または担当医が診察を行い、鑑別診断の結果をかかりつけ医へお知らせいたします。



● 身体合併症・周辺症状への急性期対応

合併症・周辺症状の初期診断、急性期の治療を必要とする認知症の方につきましては、必要に応じて専門医療機関をご紹介します。

● 関係機関との連携

家庭での介護、訪問看護、介護保険施設等の利用を希望するご本人やご家族の、在宅および施設利用について支援します。



● 研修会の開催

年1～2回、医療・保健・福祉・介護に関する研修会を企画いたします。関係機関との医療連携協議会・センター事業調整会議を行います。